

議案第40号

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鹿屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鹿屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び鹿屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鹿屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

(鹿屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鹿屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鹿屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行により厚生労働省からこども家庭庁に所掌事務が移管

されたことに伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。